

令和7年川南町教育委員会第7回定例会会議録

1 日 時 令和7年7月31日（木）午前9時30分～午前10時20分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階 委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
内倉由美子委員、日高美枝子委員

4 欠席委員

5 関係職員 村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより日高美枝子委員を指名します。

○日高委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。7月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日、川南町畜魂慰霊式。2日、通山小学校支援訪問。6日、町PTA大会及びスポーツ大会が行われました。当日、別用務にて参加できませんでしたが、盛大に行われたと聞いております。14日、国光原中学校支援訪問。17日には、勇志国際高等学校と宮崎市の学びの多様化学校の視察に行ってきました。22日、中学校統合基本方針の説明会がこの日から始まりました。初回は、多賀地区で行っております。23日、学校支援員の研修会を行いました。夜は、山本地区の説明会を行っています。24日は、地域と学校の未来創造ミーティングがオンラインで開催されました。東地区の説明会も実施しております。29日には、日本三大開拓地小学生交流事業がスタートし、8月1日までとなっております。現在、まさに開催中となっております。青森県十和田市から20名、福島県矢吹町から10名、本町から12名で42名の子どもたちが参加しています。昨日発生したカムチャッカ半島地震による津波注意報の影響により、青島の宿泊を取りやめ川南町に連泊する行程に変更しました。活動内容も青島周辺で行う予定としておりましたが、全てキャンセルし、本日は高千穂峡及び天岩戸神社の見学に行っております。本日、教育委員会定例会。8月の予定となります。4日に基本方針の説明会で通山地区、5日に中央地区、6日に川南西地区を計画しています。8日と9日は、トロントロン夜市の夜間補導が予定されています。10日から16日は学校閉庁日となっております。28日は教育委員会定例会。

30日は花火大会の夜間補導が予定されています。私からは以上です。本来ならば、教育課長の報告となっていますが、課長は三大開拓地小学生交流事業の団長として、引率をしておりますので、課長補佐から報告をお願いします。

○課長補佐

1番目は、日本三大開拓地小学生交流事業についてです。7月29日（火）から8月1日（金）に川南町及び宮崎市で開催を予定しておりましたが、先ほど教育長からも説明がありましたとおり、予定を変更して開催しております。

2番目は、川南湿原トンボ観察会についてです。8月3日（日）9時30分から11時に開催されます。

3番目は、中学校統合基本方針説明会についてです。7月22日の多賀地区を皮切りに6地区及び全体会の7回開催します。

4番目は、議員による学校施設視察についてです。8月25日（月）午前9時から唐瀬原中学校及び川南小学校を予定しております。学校の施設を見学後、町議会議員と意見交換を行います。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明いたします。

2ページは、令和7年度の重点事項です。今年度の取組状況確認のために毎回この2

ページにはこのポンチ絵を掲載いたします。また、来年度の重点事項設定のためにも、見直しを図ってまいります。

3ページは、去る6月18日に各学校長との「目標設定ミーティング」で協議いたしました内容をまとめたものでございます。7つの重点事項に加えて、協議で重要と捉えました4つの事項で構成しております。順に説明させていただきます。

1. いじめ・不登校対策（4ページ）

まず1点目、「いじめ・不登校対策」でございます。

いじめ・不登校対策は喫緊の課題と認識しており、取り組むべき最重要事項であると考えております。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、例えば教室に入りづらい児童生徒のために、既存施設の有効活用なども含め、多様な学びの場を確保することを具体的に検討してまいります。また、学校生活に関するアンケートや教育相談窓口の周知・活用をさらに促進いたしまして、課題の早期発見と適切な対応に注力してまいります。

2. 特別支援教育（4ページ）

次に、「特別支援教育」でございます。

UD（ユニバーサルデザイン）ハンドブックの活用を促進し、全ての子どもたちにとって学びやすい環境整備を推進してまいります。また、専門性の向上と安定的な支援体制を確立するため、特別支援教育コーディネーターの育成、町学校支援員への研修の必要性を認識し、その確保策についても検討を進めてまいります。

町学校支援員への研修については早速7月23日に実施しております。

3. 安全教育（5ページ）

3点目は、「安全教育」でございます。

児童生徒の安全確保は学校の最重要責務であると捉え、徹底してまいります。性に関する指導や薬物乱用防止教室を継続的に実施してまいります。児童生徒の危機意識の向上と、自らの命を守る能力の育成を図ってまいります。

4. キャリア教育（5ページ）

4点目は、「キャリア教育」です。

児童生徒の将来を見据え、地域社会への貢献と主体性の育成を目指します。この点につきましては、議会・議員からも御要望をいただいている事項でもございます。ジュニアリーダーの実態把握と育成にも力を入れてまいります。

5. 授業改善・学力向上（6ページ）

5点目は、「授業改善・学力向上」でございます。

授業力向上と授業改善は、学力向上の根幹であり、最優先で取り組むべき事項です。一部の学級で見られるような一斉授業的な指導方法を改善し、児童生徒が自ら問いを立て、探究するなど、主体的に学ぶ機会を増やしていくこと、「学び方を学ばせる」指導が急務であると考えております。「ひなたの学び」のさらなる浸透、A I型ドリルの活用推進、そして読書冊数の目標設定などを通じて、学力向上につなげてまいります。

6. 教育の情報化（7ページ）

6点目は、「教育の情報化」です。

タブレット端末の持ち帰り頻度を向上させることは、高等学校などでのタブレット端末を活用した学びにも円滑につながるため、積極的に推進してまいります。教育のDX化

と児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

7. 働き方改革（7、11～12ページ）

7点目は、「働き方改革」でございます。

これは、教育の質の維持・向上に不可欠な要素です。時間外勤務45時間以上の教職員の削減を目標に掲げ、フレックスタイム制度のモデルケースの実践発表などを通じ、柔軟な働き方を推進します。

特に、業務効率化の手段として、汎用クラウドツールの積極的な活用を進めております。

資料の12ページにございますように、これまではメールで「最終版」となるファイルが何度も送られてきて、どれが最新か困惑した経験がございました。そうではなく、ファイルの置き場所であるURL等を共有すれば、常に最新情報にアクセスできる、そうした「クラウドネイティブ」な仕事の進め方に変えていきたいと考えております。

教育委員の皆様にも11ページに示しているGoogleカレンダーやキープ、Teamsなどを御活用いただき、利便性を実感されていることと思います。

8. 人材育成（8ページ）

続きまして、加えて話題となりました内容の1点目、「人材育成」でございます。

教職員育成指標を積極的に活用し、個々の先生方が御自身のキャリアアップを具体的に描けるよう支援してまいります。専門性を高め、質の高い教職員集団を目指してまいります。

9. コンプライアンス（8ページ）

9点目は、「コンプライアンス」です。

さまざまな不祥事が報道されますが、「対岸の火事ではない」という意識を全教職員で共有することが不可欠です。チェックシートが形骸化しないよう有効活用を図り、懸念事項が認められた場合は、速やかに情報共有を行うことで、問題の未然防止、早期発見・解決に努めてまいります。

10. 地域・家庭との連携（9ページ）

10点目は、「地域・家庭との連携」でございます。

学校運営協議会を積極的に活用し、保護者・PTA、自治公民館との連携を強化し、地域に開かれた学校を目指してまいります。また、幼保小・小中・中高の連携のための情報交換も推進してまいります。

11. 魅力の発信（10ページ）

11点目は、「魅力の発信」です。

学校のホームページや学校だよりの発行、新聞社への投稿等を通じて、学校の取組を積極的に伝え、学校・地域の活性化につなげてまいります。特に、今後統合を予定している学校が、地域から「選ばれる学校」となるような、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

12. その他（10ページ）

最後に12点目は我々教育課に関することでございます。教育課の取組が学校の働き方改革を阻害していないか、確認するとともに、学校教育係で浸透しているDX化を教育施設係、生涯学習係、文化スポーツ係へも広げてまいります。

年間計画について（13～14ページ）

次に１３ページ、１４ページは、教育委員の皆様、および学校管理職関連の年間計画案でございます。校長会では各種会議や今後の流れを共有し、見通しを持った学校運営につなげていただくようお願いいたしました。

また本年度は、５年ごとに改定しております教育振興基本計画の、最終年度にあたります。本計画の改定に向け、４月から４か月間、教育課で次期計画の策定を進めており、この度、本案がまとまりつつあります。詳細につきましては、次回以降の定例会にて、概要をまとめたパンフレットとともにお示しする予定です。１０月の総合教育会議では町長を交えて御意見を伺う予定であり、いただいた御意見は、次年度の予算編成にも反映させていきたいと考えております。その後も、いただいた御意見を踏まえて微調整を重ね、計画をより良いものに磨き上げてまいります。

今年度も残り８か月となりましたので、令和８年度の年間計画案の策定準備に入ります。計画案がまとまり次第、皆様に御提示いたします。私からの報告は以上でございます。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○本多委員

視察に行かれた勇志国際高等学校について詳しく教えてください。

○教育長

通信制の高校です。しかし、通学する生徒もいるようです。校舎は、宮崎市中心部にある宮崎ナナイロ（旧 ボンベルタ橋）内にあります。県内全域に生徒がいるようです。川南町の子ども達も在籍しています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

8月25日に予定されている議員による学校施設視察及び意見交換には、教育委員も参加した方がよろしいでしょうか。

○課長補佐

事務局職員での対応と考えておりましたが、委員の皆様の御都合が合えば、ぜひとも参加をお願いします。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇及び休職について」を同条第2項の規定により教育委員

会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条及び第18条の規定により、病気休暇を承認するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事

務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の休職期間の延長について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号は、川南町教育委員会会計年度任用職員の休職期間の延長について承認するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の休職期間の延長について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、川南町教育委員会会計年度任用職員の休職期間の延長について承認するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

先ほどの専決2号とこの3号は同じ方で、同じ内容のようですが、まとめて休職を延長することはできなかったのでしょうか。

○課長補佐

休暇申請書は、病院からの診断書に基づき作成し、提出されることになります。診断書に書かれている日付によって休暇の承認を行うため、それぞれの決裁となっておりません。決裁日を専決日としているため、専決処分書をそれぞれで作成し、報告もそれぞれで行ったところです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号から第8号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号から第8号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○課長補佐

補足説明をさせていただきます。別紙横書きの資料に詳細情報を記載しておりますので、御確認ください。大半の方が欠員補充による10月1日からの更新となります。日付が10月1日からでない方は、育児休業代替補充の更新になります。

○教育長

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。ここで、しばらく休憩とします。

〔内倉委員退席〕

会議を再開します。日程第8、議案第1号「教育委員の辞職について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第1号「教育委員の辞職について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、先日内倉由美子教育委員より辞職願が提出されたことに伴い、委員の

辞職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１０条の規定により、教育委員会の同意を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第１号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第１号「教育委員の辞職について」は、原案のとおり可決されました。ここで、内倉委員に再び入室していただきますので、しばらくお待ちください。

○教育長

全員同意という結果となりました。

○内倉委員

「御挨拶」

○教育長

日程第９、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長補佐

教育委員の皆さまの机上に準要保護児童生徒当初認定名簿と特別支援教育就学援助認定名簿を置かせていただいております。援助の内容は、学用品、通学用品、校外活動費、修学旅行費、新入児童生徒には入学に係る費用、スポーツ振興センターの保険掛け金となっています。特別支援教育就学援助につきましては、国からの補助が一部あるようです。以上です。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、８月２８日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、８月２８日木曜日午前９時半からに決定しました。これで、令和７年第７回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和7年8月28日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

日高 美枝子

